

## 十三 解放運動犠牲者救 援運動の促進

一、三・一五事件、四・一六事件の共産黨事件の被害やその嫌疑による長期の拘留検束等に苦しむ者、或は日常の闘争に於て同じ苦しみの下にある者の数多きこと今日の如きは未だ會て無い。階級闘争の激化と共に、かゝる犠牲者は益々増加するものと豫想しなければならぬ。これ等の犠牲者を救済することは我々に課せられた重大な階級的任務である。

二、わが黨は率先してその任務に就かねばならぬ。その爲めの根本的事業は救援會の確立、大衆化に在る。なる程現在でも各地に救援の事業は夫々行はれてはゐるが、單なる非大衆的な差入機關に止まつてゐる所が少くない。我々は、これをハツキリと救援會として組織立てその確立大衆化に率先して努力しなくてはならぬ。

(イ) それが爲めには個人的加入勧誘は勿論、懇談會、茶話會、演説會、映畫、演劇、等々によつて一方資金を得ると同時に會員を擴張するのみならず、あらゆる集會等の機會に於て同様のことを努めねばならぬ。

(ロ) 然しそれも、のべつ幕なし式にやるよりも好き機會例へば公判、或は新しい犠牲者が出た場合等——を捕へて勢

力集中的に遂行することが効果の多いことを注意しなければならぬ。

(ハ) 組織せらるべき人は、勿論、右翼、中間、左翼、未組織たるを論すべきでない。かくして風況なる組織になすべきであるが、然し我々だけでも斷然やらねばならぬことも云ふまでもない。

三、かくして確立大衆化せられた救援會の中で何をなすべきか(次に述べられる救援事業遂行の過程が又救援會の確立大衆化の過程でもある)

(イ) われ等は救援會の組織の中に在つて常に積極的に率先してその事業の先頭に立ち、投獄せられた同志に對する日用品、書物等の差入、手紙、面會等による激勵、慰安辯護及びその世話、家族に對する經濟的援助、慰安、共同手傳、檢束、拘留に對する釋放運動。闘争による闘士の家族の親乏の救援。争議闘員の窮乏の救援、悪法の撤廢、裁判の公開要求闘争等々を行はねばならぬ。

(ロ) 先に述べられた救援會の組織の確立大衆化が不斷の事業として行はねばならぬことは勿論のことであるが、その際特に犠牲者の行動の意義、これを罰する支配階級の態度が總ての場合に語られねばならぬ。

四、救援の對照は勿論左翼右翼を問ふべきではない。救援會は元來かゝる性質を持つものである。然し現在では殆ん

ど犠牲者は左翼のみに限られてゐる。野田の争議の際など、そこに救援の手が延べられたが、かゝる程度の状態は左翼には不斷にある。で、事實上、救援の對象が左翼に、殊に共産黨關係に多いことは當然な結果であるから救援會が共産黨乃至は左翼の犠牲者救援の爲めの一機關たる觀を呈することも當然なことであつて、左様な觀を呈するからといつてそれを決して避ける必要のないこと勿論である。

五、だが、現在の救援會本部の如く、自ら政治的意見を立て、現に救援會に参加し各地に於てその事業の遂行に努力しつゝある者に向つて排撃の態度をとるが如きことを、救援會自身として行ふことは改められなければならない。救援會を組織する者は或は左翼の者のみかも知れぬ、又會員は各々その政治的意見として、ある一黨一派を支持することも當然なことであるが、救援會として犠牲者に差別待遇することは勿論他派を排撃することは間違ひである。我々はかゝる方針、態度を救援會の中に確立しなければならぬ。

## 十四 選挙

選挙は我々の闘争に於て有効な、從て重要な闘争場面である。選挙闘争の階級的意義は既に充分了解されてゐることであるから、茲に詳述することを避けるが、我々は、その闘争

の爲めに積極的に参加しなければならぬ。

一、候補者は黨員にして戰闘的労働者農民たることを規準として選定すること。

二、他黨との協定に當つては嚴重にその候補者に條件を附すること。

三、階級的闘士を議會に送り込むことの意義を認め、當選を度外視するが如き態度をとらないこと。だが勿論當選の爲めに非階級的な行動が許さるべきでない事は勿論のことである。

## 十五 議會内の闘争

中央と地方とを問はず議會に送られたる者の責任は重大である。大衆はその議員をわが黨の代表と認める。

一、議員の行動は勿論彼の當該機關の完全なる統制の下にあらねばならぬ。而して彼はブルジョア政黨と非妥協的に戦ひ、議會外の大衆的闘争と相呼應して、最も明瞭にわが黨の意思を表明する。

二、責任を有する議員は常に大衆闘争の先端に立つて戦はねばならぬ。

三、勿論われは對議會の闘争を議員にのみまかせてはならぬことは既にわれわれの常識である。